

光市中小企業融資制度のご案内

令和8年4月1日時点

| 区分 | 資金名 | 融資の対象 | 資金使途 | 融資 限度額 (千円) | 融資利率 (年%) | 保証料率 | 保証料の 市補 給額 | 融資期間 ()内は 据置期間 | 保証人 | 担 保 | 備 考 |
|----------|--------------------|---|-------|-------------------------------------|---|-----------|------------------|-----------------------|---------------|---------|---|
| 小口融資 | 1号資金 (長期資金) | 市内在住者で1年以上営業実績があり、信用保証法施行令の特定事業を営む小規模企業者 | 運転・設備 | 10,000 | 1.9 | 保証協会の定める率 | 全額 | 5年以内 | 原則法人の代表者以外は不要 | 必要により徴求 | |
| | 2号資金 (事業承継資金) | 事業を営んでいる者から譲り受けた事業を、同一の所在地において行う5年未満の者 ・指定金融機関等から推薦を受けられる者 | 運転・設備 | 10,000 | 基準利率 1.3 女性による事業承継△0.1% | | | 5年以内 | | | 融資実行後1年以内に市内に居住する場合、市外在住でも申込が可能 |
| | 3号資金 (設備投資促進資金) | 市内で事業を営み、市内で設備投資を新たに実施する小規模企業者 | 設備 | 20,000 | 1.3 | | | 15年以内※ | | | ※融資期間が5年を超える場合、対象設備の法定耐用年数が上限 |
| | 4号資金 (創業資金) | 直ちに新たな事業を開始（新会社設立を含む）する者又は事業を開始し5年未満の者。 ・市内で事業を営む18歳以上のもの ・指定金融機関等から推薦を受けられる者 ・創業に要する資金の5分の1以上の自己資金を有する者 | 運転・設備 | 10,000 ただし、特定創業支援等事業を受けた者は15,000 | 基準利率 1.8 ①特定創業支援等事業を受けた者△0.5% ②県外からの移住者△0.5% ③女性による創業△0.1% ①と③、②と③併用可 | | | 7年以内 (6月) | | | 事業承継資金の要件に合致する場合は利用不可 融資実行後1年以内に市内に居住する場合、市外在住でも申込が可能 特定創業支援等事業を受けた者は自己資金要件不要 |
| 不況対策特別融資 | | 市内在住者であって、引き続き1年以上の営業実績があり、信用保証法に規定する「特定事業」を行う中小企業者で、売上減少等により事業活動に著しく支障をきたしている者 | 運転・設備 | 10,000 | 1.8 | 保証協会の定める率 | 全額 | 10年以内 (1年) | | | 融資期間（据置期間） 5年以内（6月）から拡充 令和5年4月1日変更 |
| 振興資金融資 | 長期資金 | 市内在住者であって、1年以上営業実績のある中小企業者 | 運転・設備 | 10,000 | 2.0 | 無 | 無 | 7年以内 (6月) | | | 保証料については、保証付きの場合のみ必要（保証協会の定める率） |

■借入申込に必要な添付書類

- ・各融資制度における申込書（小口融資申込書、中小企業不況対策特別融資申込書、中小企業振興資金融資申込書）
- ・信用保証申込書（振興資金は除く）
- ・市税完納証明書（申込前3か月以内に発行のもの）
※法人は、法人と代表者個人の完納証明書
- ・印鑑証明書
- ・決算書もしくは確定申告書の写し（2期分）
- ・保証人調書
- ・同意書（信用保証料の返戻金を市が受領することに対する同意書）
- ・事業承継資金融資推薦書（小口融資2号資金のみ）
- ・創業資金融資推薦書（小口融資4号資金のみ）

○法人で申し込む場合

法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）と定款(写しで可)

※初回申込みの場合又は前回提出後に変更がある場合

○許可を必要とする業種の場合

営業許可書（写しで可）

○設備資金での申込みの場合

設備の見積書

■融資制度のお申込先

○小口融資・不況対策特別融資

市内各金融機関（ゆうちょ銀行、農協、漁協を除く）

光商工会議所、大和商工会、光市商工振興課

○振興資金融資

市内各金融機関（ゆうちょ銀行、農協、漁協を除く）

■各融資制度のお問合せ先

○光商工会議所 TEL 0833 (71) 0650

○大和商工会 TEL 0820 (48) 2705

○光市商工振興課 TEL 0833 (72) 1519